

「カナダ産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則」(昭和57年5月20日付け57農蚕第3035号農蚕園芸局長通達)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の付表第20のカナダ産のランバート種さくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和57年5月20日農林水産省告示第781号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の4の項のカナダ産のランバート種さくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和57年5月20日農林水産省告示第781号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満足しているものとする。 ア 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているこん包を使用すること。 イ 生果実をこん包に収納する前にポリエチレン製の包装材料（通気孔を設ける場合は孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。 ウ こん包または束ねたこん包全体が網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。 (2) こん包場所 告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。	2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 通気孔を設けた箱を使用してこん包する場合は、その箱に収納する前に生果実をポリエチレン製のこん包材料で包み込んでいること。 (2) こん包場所 告示5の(2)のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。

改正後	現 行
ア ↳ [略] ウ 3 くん蒸施設及びこん包場所の調査 (1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び<u>告示6の(2)</u>のこん包場所について、それぞれ1及び2の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。 ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。	ア ↳ [略] ウ 3 くん蒸施設及びこん包場所の調査 (1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び<u>告示5の(2)</u>のこん包場所について、それぞれ1及び2の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。 ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。
4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 <u>告示5</u>の消毒の実施の確認は、次により、原則として、カナダ植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア ↳ [略] ウ (2) 輸出検査の確認 ア <u>告示5</u>の検査の実施の確認は、さくらんぼ生果実のこん	4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 <u>告示3の(3)</u>の消毒の実施の確認は、次により、原則として、カナダ植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア ↳ [略] ウ (2) 輸出検査の確認 ア <u>告示3の(3)</u>の検査の実施の確認は、さくらんぼ生果

改 正 後

包数の5パーセント以上について、カナダ植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にコドリングのほかオウトウミバエがないことを確認することをもって行うものとする。

イ〔略〕

ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。

〔削る〕

5 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包

現 行

実のこん包数の5パーセント以上について、カナダ植物防疫機関が行う検査に立会い、有害動物又は有害植物、特にコドリングのほかオウトウミバエがないことを確認することをもって行うものとする。

イ〔略〕

ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより有害動物又は有害植物がないことを確認したときは、次の様式により植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区 分	確認者氏名 (印)
消毒確認 年 月 日 時	
検査確認 年 月 日 時	

10センチメートル

3センチメートル

5 表示

告示6のこん包の表示は、それぞれ、次の様式によるものと

改正後

の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(ア) 輸出植物検疫終了の表示


 Agriculture
Canada
 PLANT QUARANTINE DIVISION
DIVISION DE LA QUARANTAINES DES VÉGÉTAUX

INSPECTED-INSPECTÉ

0720-119-3 (176)
PPS20L

(イ) 仕向地の表示

FOR JAPAN

[削る]

現行

する。

(ア) 輸出植物検疫終了の表示


 Agriculture
Canada
 PLANT QUARANTINE DIVISION
DIVISION DE LA QUARANTAINES DES VÉGÉTAUX

INSPECTED-INSPECTÉ

0720-119-3 (176)
PPS20L

11センチメートル以上

3センチメートル以上

(イ) 仕向地の表示

FOR JAPAN

3センチメートル以上

← 15センチメートル以上 →

6 輸入検査の場所

輸入検査は、規則第6条第1項に掲げる港及び飛行場のうち、主として次に掲げる港又は飛行場（以下「輸入港」という。）

）の植物防疫官が指定する場所において行うものとする。

(1) 港 : 京浜港, 名古屋港, 大阪港, 神戸港, 関門港, 那覇港

(2) 飛行場 : 新東京国際空港, 東京国際空港, 名古屋空港, 大阪国際空港, 福岡空港, 那覇空港

改 正 後	現 行
<u>6</u> 輸入検査 (1) [略] (2) <u>植物検疫証明書</u>が添付されていない場合、<u>告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合</u>、<u>告示6の(3)の封印がなされていない場合</u>、<u>告示7の表示がなされていない場合</u>、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃又は返送を命ずるものとする。 [略]	<u>7</u> 輸入検査 (1) [略] (2) <u>告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書</u>が添付されていない場合、<u>告示5の(3)の封印がなされていない場合</u>、<u>告示6の表示がなされていない場合</u>、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 [略]